

九州の食輸出協議会 会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、規約に基づき、九州の食輸出協議会(以下「当協議会」という。)の会員の入会及び退会等に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 会員の種別は規約第4条の規定によるものとする。

(入会手続き)

第3条 会員になろうとする個人又は団体は、正会員、賛助会員及び無料会員の入会申込書を提出しなければならない。

2 正会員の入会の可否は理事全員の承認を得て決定する。賛助会員の入会の可否は会長の承認を得て決定する。無料会員の入会の可否は、事務局の承認を得て決定する。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会員種別に応じた会費を納入しなければならない。但し、無料会員の会費は無料とする。

(協議会事業のサービスの享受)

第6条 会員は、別表のとおり協議会事業のサービスを享受することができる。

(任意退会、事由及び手続)

第7条 正会員・賛助会員は会長、無料会員は事務局へ退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会した時は、会員名簿の登録を抹消する。

3 規約第9条の規定により除名された場合、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(総会への報告)

第8条 会員の入退会状況については総会へ報告しなければならない。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は理事の過半数の決議をもって行うものとする。

附則

この規則は、令和6年6月18日から施行する。

別表

利用可能なサービスメニュー等	会員会社	賛助会員	無料会員	自治体等
「独自の海外販路」(輸出先にバイヤー有)利用 <small>(輸出ルート使用、賛助会員マッチングへの参加)</small>	○	○		○
バイヤーリストへのアクセス <small>(海外バイヤーからの商品ニーズ収集・九州の食の商品情報提供)</small>	○	○		
協議会定例会・合同会議への参加	○	○		
プロジェクトマネージャー(アドバイザー) 個別相談	○	○	○	
推進チームサービス <small>(個別案件相談・プロジェクト化・テストマーケティング)</small>	○	○	○	
セミナー情報案内 <small>(ジेटロ等のチーム構成機関からの情報)</small>	○	○	○	
マーケット情報提供	○	○	○	
協議会の事業内容報告(メールベース)	○	○	○	

○印は享受できるサービスを表す。